



愛研技術通信

掲 示 板

薪ストーブの販売設置事業を始めました

企画開発室 大屋 渡

そろそろ寒さも本格的となって暖房器具の出番となっております。このたび弊社では、針葉樹や廃材(接着剤や薬品のついたものを除く)、さらには竹など何でも燃やせて、少ない薪でも暖房効果が従来品に比べてずっと高く、世界的に厳しいEPA(米国環境保護庁)の2015年規制のばい煙基準もクリアし、火付けもメンテナンスも容易なモキ製作所の薪ストーブを、名古屋地区初の正規代理店として販売設置を開始しました。

暖房器具には灯油ストーブ、エアコン、ガスファンヒーター、床暖房…様々なものがありますが、遠赤外線の効果によって身体の芯からポカポカ暖まる、炎を眺められるのが魅力として、薪ストーブへの関心が最近高まっております。

一方で、薪ストーブには、お金ばかり高くつく趣味のものであるとか、維持管理が大変であるとか、煙が近所迷惑ではないかということで、よほど好きな人でないと導入しないというイメージも根強くあります。たしかに、海外ブランドの重厚な薪ストーブや、逆にホームセンターで非常に安く売られているコンロのようなものでは、高価な薪しか燃やせなかったり、あるいは煙が酷かったり、ともすれば普通には使い難い部分もあります。

しかし、本体の選択と設置施工次第では、実際に日用品として、光熱費を従来よりも削減させながら楽しく安全・快適に使うことができます。

弊社では、モキ製作所の薪ストーブの普及販売を、「森の手入れに伴う間伐材利用を促す環境保全事業」と位置付けて取り組んでおります。ご関心がおありでしたらWebで「モキ 愛研」で検索して頂くか、弊社まで直接お問い合わせ頂きますと幸いです。



法令・告示・通知・最新記事・その他

○「水銀に関する水俣条約」に伴う関係政令の改正等について

「水銀に関する水俣条約」に伴い、さきに関係法が整備されたところですが（愛研技術通信第107号：2015年7月3日参照）、このほど行われた関係政令の整備について環境省の報道発表資料からご紹介します。

なお、これらの政令等はそれぞれ平成27年11月11日に公布されました。

「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集の結果について（お知らせ）

平成27年11月6日環境省報道発表資料抜粋

第189回国会（平成27年通常国会）において成立した「大気汚染防止法の一部を改正する法律」を受け、「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」が、本日11月6日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成27年9月15日（火）から平成27年10月15日（木）まで実施した「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 趣旨

平成25年（2013年）10月、我が国が議長国を務めて熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号。以下「改正法」という。）が第189回通常国会で成立し、平成27年6月19日に公布されたところです。

本政令は、改正法の実施に係る必要な措置を行うため、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）等について所要の改正を行ったものです。

2. 概要

改正の主な内容は、以下のとおりです。詳細については、添付資料を御参照ください。

（1）水銀排出施設について、条約附属書Dに掲げる施設又は条約附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2（b）の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする（具体的な種類及び規模は環境省令で定める）。

（2）環境大臣又は都道府県知事が、水銀排出施設の設置者に対し、報告を求める又は立入検査することができる事項として以下を定める。

報告徴収：水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等

立入検査：水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類

（3）都道府県知事の権限のうち、政令で定める市の長に委任する事務は、設置等の届出受理、改善勧告等・改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収・立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長との通知の受理・要請・協議等に関する事務とする。

また、工場に関する事務は、指定都市及び中核市の長が行い、工場以外に関する事務は、政令第13条第1項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長が行うこととする。

※ 改正後の法第18条の32の規定に基づく要排出抑制施設に係る事項は、所要の調査検討を行った上で定めることとし、今般の政令改正では措置しないものとする。

3. 意見募集（パブリックコメント）の結果

省略

4. 添付資料

省略

5. 今後の予定

- ・公布：平成27年11月11日
- ・施行：改正法の施行の日（条約が日本国について発効する日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

※ 施行期日を定める政令は、別途定めるものとする。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」等の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の結果について（お知らせ）

平成27年11月6日環境省報道発表資料抜粋

第189回国会（平成27年通常国会）において成立した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」に関し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」が本日平成27年11月6日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成27年9月8日（火）から同年10月7日（水）までの間に実施した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 政令の概要

（1）「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」について

- ・法附則第1条第1号に掲げる規定（関係主体における水銀使用製品の適正な分別回収に関する責務規定）の施行期日を平成28年12月18日とする。
- ・法附則第1条第2号に掲げる規定（特定水銀使用製品の製造禁止等に関する規定）の施行期日を平成30年1月1日とする。

（2）「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」について

- ・製造を規制する「特定水銀使用製品」として、一定の量を超える水銀を含有するボタン電池、蛍光灯等を定める。
- ・水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等を定める。
- ・貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀及び塩化第一水銀等の6種類の水銀化合物を定める。
- ・その他所要の規定を整備する。

2. 意見募集の結果及びそれに対する考え方

省略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）

平成27年11月6日環境省報道発表資料抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が本日11月6日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成27年9月14日（月）から同年10月13日（火）までの間に実施した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 背景・趣旨

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成26年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議されました。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成27年2月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃

棄物対策について（答申）」として答申がなされました。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策や今後の課題が取りまとめられました。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正するものです。

2. 政令の概要

(1) 廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、その処理基準を強化する（密閉容器に入れて運搬すること、硫化・固型化してから埋立処分を行うこと、等）。

(2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する（水銀使用製品産業廃棄物について破砕することのないように運搬すること、相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること、等）

3. 施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準については水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準については平成 29 年 10 月 1 日。

4. 意見募集の結果

省略

5. 添付資料

省略

つれづれ水紀行

第 23 回 針江の生水（はりえのしょうず：滋賀県高島市） その 1

滋賀県大津市から高島市にかけての湖西地方には比良山系からの伏流水が湧き水となった「生水（しょうず）」が随所にあり、利用され親しまれているようだ。それは関西の水瓶としての琵琶湖の水源ともなっている。伏流水と琵琶湖との接点で水に親しむ暮らしを実感できるのが針江地区で、「針江の生水」は環境省の「平成の名水百選」に選定され、その地域は国の重要文化的景観に選定されている。

高島市は安曇川の扇状地にあり、なかで針江はかつての流路に当たっていた名残りで地下に伏流水が流れ、自然の湧水もあるし地下 20m 程に管を入れるとどこでも水が自噴するそうだ。この地区は水に恵まれた反面、だから湿気が多く建物が腐り易いので、伝統的に壁には焼き板が使われ柱は紅柄塗りがされている。



針江大川



外川端の外観

そこには伏流水を活かした「川端（かばた）」の文化がある。個人の住居内にある「川端」は公道から

は様子が伺えないが、内部まで見せていただけるというガイドツアーに事前予約をして臨んだ。このガイドツアーも環境省「エコツーリズム大賞」を受賞したこの地区の活動である。案内して下さったのはガイドツアーなどの活動をする「針江生水の郷委員会」のFさんである。

最初に集落の中心を流れる針江大川に案内される。大川といっても幅数メートルだが、水量は豊かである。石積みの中から流れ落ちている水は全て湧水だそうで、水量のほとんどを湧水が占めるので雨の日でも周辺の雨水が少し入るだけで水位はほとんど変わらないし濁りもなく、水温は年間を通じて十数度を保っている。春から秋にかけては琵琶湖から多くの魚が産卵のため遡上してくるとのこと。すっかり護岸が造られているが、子供の川遊びができる階段と広場や、一部の護岸には魚の隠れ場所になる凹凸が設けられている。強いて言えばかつての自然堤防が残っている状態を見られないのが残念ではある。

針江の集落は百戸余りでその伝統的な家屋には川端を備えている。母屋の中のことも、母屋と別に設けることもある。伏流水の湧く最初の「元池（もといけ）」は飲み水などに利用し、元池から流れ落ちた「壺池（つぼいけ）」では野菜や食器を洗ったりする。しかし、下流のために汚水を流すわけにはいかない。そこで水路の水を引き込んだ最後の「端池（はたいけ）」には鯉などの川魚を飼い、野菜くずやご飯粒などの残飯を食べさせる。カレーの鍋などにも雑食性の鯉は好んで寄ってくるとのこと。この川魚は家庭の水処理係でもありペットでもあり、ときには食料になる。このように、システムとして完結した川端からきれいな水が水路に戻される。中性洗剤など使うとそうはいかないので、廃油石鹸を先駆けて使い始めた。

琵琶湖の水位に応じて量が変わるものの元池には常時湧水がわき、冷たい水が常時流れている川端は冷蔵庫兼食料保管庫にもなり、背中合わせの竈とともに台所の機能を果たしていた。もちろん各家庭に公共の上水道も来ているが、使うのは散水だけという。



川端の内部（手前右から左へ元池、壺池、奥に端池）



コイなどが泳ぐ集落内の水路

以前は水路に生活排水も流されていたが、比較的早くから下水道が整備され、清流に戻ったようだ。そこで、地区の下水だが、このように地下水位が高いので、通常の下水管の埋設ができない。だから下水管はごく浅くし、勾配が取れない分、負圧をかけて汚水を流すのだそうだ。そのために集落内の道端などに空気の入りが立っている。その無料な取入口には地域の活動で覆いをかけ上部を常夜灯にして太陽光や水位差、水車を利用した小水力発電で電源をまかなっている。

一般に夏しか咲かないバイカモの花が 11 月に入っても水路に咲いているのは、水温の変化が小さいからだろう。水路やその合流する針江大川は清掃や水草刈りなどできれいに手入れされ、水生生物の生育基盤ともなっているし多くの魚影が見られる。かつては夕食のおかずが無いと家の前の水路で魚を取って済ませていたという。その先の大きな琵琶湖の湖沼生態系につながっている恩恵である。

このガイドツアーは予約制で、ガイドさんの案内のもと一般家庭内の川端も見ることができる。かつてテレビ放映がされた後には小さな集落に外部の人が多く押し寄せ色々な迷惑行為があったとのことで、ガイドツアーが設けられた。ただ、黒部や郡上八幡などと違い小さな集落なので水環境の資源を観光には結び付けないという明確な姿勢を保っているのが立派。

川端は琵琶湖周辺の他の地域でも見られるが、集落全体で広範囲に守られあるいは復活させて多くの家屋で現に使われているのは他にない。また、水路がきれいに保たれて水の流れに人の暮らしが寄り添い、まさに「生きた水」であることを実感できるし、琵琶湖を中心とした湖沼生態系を意識し、ひいては比良山地の伏流水が、川端、地区の水路、針江大川を経て琵琶湖へという大規模な水の循環をもイメージした様々な活動にも取り組んでいる点で秀逸である。様々な活動の記事は次回に。(A. F.)

(アクセス: J R湖西線新旭駅から徒歩約 15 分または東循環線バスで約 3 分「針江公民館前」下車すぐ。車では、名神高速道大津 I. C. または北陸道木之本 I. C. からそれぞれ国道 161 号に入り高島市へ)

編集後記

期待の MRJ の初飛行が去る 11 月 11 日に行われ、久しぶりの国産旅客機の登場に向けて大きな一歩が印されました。戦後初の国産旅客機 YS11 が 1962 年に初飛行を行ったのと同じ県営名古屋空港でのことでした。

YS11 はその後色々な修整が施されて高い信頼性を持つ飛行機と評価されるようになりました。私は 20 年程前に屋久島で乗ったような記憶があり調べてみると、やはり 2006 年まで旅客機として運行されていたとのことで、1973 年に製造が中止になった後も随分長く 35 年ほど現役を勤めていたわけです。

民間航空機の開発には、YS11 の例を見ると、性能が良くても売れる商品になるかどうか、ビジネスとして成功するかどうかという難しい問題もあるようです。より良い機体の開発とビジネスの成功、ひいてはそれを機に、航空宇宙産業の中核としてのこの地域のますますの発展を期待しましょう。

本通信、今号が 2015 年の最後となります。みなさま、ご愛読ありがとうございました。良い年をお迎えください。(A. F.)

業務のご案内

【水質調査】

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

【土壌】

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

【大気・空気調査】

排ガス調査(施設排出ガス・ばい煙調査)、臭気・悪臭分析 等

【作業環境測定】

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

【騒音・振動測定】

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

【建物環境調査】

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

【細菌・毒性試験】

微生物検査、動物実験 等

【ダイオキシン類分析】

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

【環境負荷物質調査】

R o H S / E L V 指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749